

物品購入に係る定例見積実施要領

県北広域振興局久慈審査指導監

1 目的

物品の製造の請負（印刷物）又は物品の買入れの契約を締結する場合において、随意契約によることができる場合の見積の徴収を下記により取り扱うこととし、物品調達の公平性、透明性を高めるとともに、受注意欲のある者への機会均等を図る。

2 見積の徴収方法

見積を依頼する相手方をあらかじめ特定しないで、見積案件を一定時間閲覧に供し、決められた日時以内に参加者に対して見積を提出する機会を均等にし、提出された見積のうち規格、仕様等を満たす見積で、予定価格以内の最低額の見積提出者と契約する方法（以下「オープンカウンター」という。）により行う。

3 対象

（1）物品の製造の請負（印刷物）の場合

予定価格が会計規則第 106 条の表の 1 に定める額（250 万円）を超えないもの

（2）物品の買入れの場合

予定価格が会計規則第 106 条の表の 2 に定める額（160 万円）を超えないもの
ただし、特殊専門的な物品など、これによりがたいものは除く。

4 見積事項の提示等

別紙のとおり

5 参加資格者（オープンカウンターに参加できる者）

（1）「物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和 58 年岩手県告示第 1329 号）」第 2 条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者。

（2）県北広域振興局（本局）管内（久慈市・普代村・洋野町・野田村）に本社を有するもの。又は管外に本社を有するが管内に支店・営業所等を有しており、その支店・営業所等が前記（1）の資格を有している者。

（3）岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止の措置を受けていない者。

（4）印刷物については、前記（1）の資格を有する者で県内に自社工場を有する者。

6 案件情報の提供

事業者のより多くの参加と負担軽減を考慮し、県北広域振興局ホームページにより案件情報を提供する。

7 見積書への記載事項

見積書には次の事項を記載すること。なお、記載事項に不備があった際は、無効となる場合がある。

（1）物品購入依頼票の「分類記号」・「購入票番号」

- (2) 見積年月日
- (3) 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職氏名）
- (4) あて名
「県北広域振興局長」とすること。
- (5) 見積金額
税抜で記載すること。
- (6) 品名、規格・銘柄及び数量
同等品で見積する場合は、仕様が確認できるカタログ等を添付すること。
また、見積額に消費税等を加算した額が 30 万円以上の場合は、併せて定価（メーカー希望小売価格）を記載すること。定価が存在しない場合は、「オープン価格」と記載し、実売価格等を記載すること。
- (7) 納期
物品購入依頼票記載の希望納期内納品が可能なことを確認のうえ、納期を記載すること。（希望納期までに納品できない場合は、実際に納品可能な納期を記載すること。）
- (8) 納品場所

8 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積金額が判別できない場合
- (2) 見積書に記名のない場合
- (3) 無資格者又は無権代理人が見積した場合
- (4) 見積金額を訂正した場合
- (5) 見積件名の表示に重大な誤りがある場合
- (6) その他見積に関する条件に違反して見積した場合

9 契約について

- (1) 発注は、F A Xにより行う。受注者はF A Xを受信した際には、必ず返信欄に必要事項を記入のうえ返信すること。連絡の際は、各物品購入依頼票に係る提出者の見積書番号や購入依頼票番号及び契約金額で物品を特定する。
- (2) 契約金額は、見積書に記載された額に消費税等を加算した額とする。契約額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- (3) 納期は、原則として購入依頼票に記載の期日となる。納入が遅れた場合は違約金や指名停止等が措置される場合があるので注意すること。
- (4) 契約金額が 50 万円を超える場合は、請書を提出すること。

附則

この要領は平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

この要領は平成 24 年 11 月 9 日から施行する。

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

この要領は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別紙

◇ 見積事項の提示等

項目	閲覧	ホームページ
提示日時	<ul style="list-style-type: none"> 毎週金曜日 15:00～17:00 翌週月・火曜日 9:00～17:00 	毎週金曜日 15:00～ 翌週水曜日 13:00
提示場所	久慈地区合同庁舎3階経営企画部事務室（定例見積コーナー）	県北広域振興局ホームページ
提示方法	物品購入依頼票の写し及び参考資料を縦覧	物品購入票の写しをPDFファイルで公開

※ 提示日が休日にあたる場合は、休止又は閲覧日程を変更する場合があります。（随時、周知する）

※ 県北広域振興局ホームページアドレス

<https://www.pref.iwate.jp/kenpoku/index.html>

※ ホームページでの提示は、「物品購入票の写し」だけとなりますので、参考資料や仕様書がある場合は閲覧していただくこととなります。

なお、電話等でのお問い合わせはご遠慮願います。

◇ 見積書の提出期限等

提出期日	提示開始日の翌週の水曜日 午後1時まで（郵送可） （提出期日が休日にあたる場合は、直後の平日の午後1時）
提出先	県北広域振興局久慈審査指導監へ郵送又は定例見積コーナーに設置している「見積書投函箱」へ投函 （ 郵送先 〒028-8042 久慈市八日町1-1 県北広域振興局久慈審査指導監 あて ）